

議案第3号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当基礎額を給料月額のみとする措置を市長の任期満了まで行うため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和3年12月1日から令和6年10月5日までの間に支給する期末手当は、第4条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額の加算に関する規定は、適用しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。